指 名 停 止 業 者

商　　号	所　　在　　地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
株式会社シミズ・ビルライフケア	東京都中央区京橋二丁目10－2	R8．10．20から R9．1．19まで （3か月）	株式会社シミズ・ビルライフケアは、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年9月28 日、公正取引委員会から発表された。 このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第13号イ（独占禁止法違反行為／県外）に該当する。